

東京都知事選挙

投票日 7月5日(日) 午前7時～午後8時

東京都の未来を決める大切な選挙です。大切な一票を無駄にしないように、投票しましょう。

問合せ 選挙管理委員会事務局 ☎内線 3 4 1 1

荒川区で投票できる方

投票日現在18歳以上(平成14年7月6日以前生まれ)の日本国民で、荒川区の選挙人名簿に登録されている方です。
 ※荒川区へ転入した場合は、令和2年3月17日までに荒川区へ転入の届け出をし、引き続き3か月以上荒川区に住所がある方

住所を移した方は

荒川区へ転入した方

令和2年3月18日以降に転入の届け出をした方は、荒川区では投票できません。

※前住所地が東京都内で選挙人名簿に登録されていれば、前住所地で投票できます。その際、荒川区長が発行する「選挙用住民票の写し」を持参すると、確認に要する時間を短縮できます

荒川区から都内区市町村に転出した方

令和2年2月18日以前に転出した方は、荒川区では投票できません。

①令和2年2月19日～3月4日に転出した方は、荒川区で期日前投票ができる期間があります。期日前投票ができる期間は転出した日によって異なります(投票日当日は投票できません)

②令和2年3月5日以降に転出した方で、荒川区に3か月以上お住まいだった方は、荒川区で投票できます

※①・②は、現在お住まいの区市町村長が発行する「選挙用住民票の写し」を持参すると、確認に要する時間を短縮できます

※新住所地の選挙人名簿に登録された方は荒川区で投票できません

東京都外へ転出した方

東京都知事選挙であるため投票できません。

荒川区内で転居した方の投票所

- ▶令和2年5月27日までに転居の届け出をした方…新住所地の投票所
- ▶令和2年5月28日以降に転居の届け出をした方…前住所地の投票所

投票日当日に投票することが難しい方は

期日前投票

投票日当日に投票所に行けない方は、期日前投票をご利用ください。

日時 6月19日(金)～7月4日(土)午前8時30分～午後8時
 ※区役所以外の場所は6月28日(日)から

場所 区役所1階ロビー、南千住駅前ふれあい館、荒川総合スポーツセンター、町屋文化センター、荒川区シルバー人材センター・荒川産産場、あらかわ遊園スポーツハウス、日暮里区民事務所

不在者投票

■出張等で区外に滞在している方

滞在先の選挙管理委員会では不在者投票ができます。投票用紙等の請求先は、荒川区選挙管理委員会です。

■不在者投票ができる病院、老人ホーム等に入院・入所している方

病院長等に申し出ると、その施設内で投票ができます。

郵便等投票

郵便等投票証明書の交付を受けている方は、7月1日(水)までに投票用紙等を請求してください。

投票所における新型コロナウイルス感染症対策

選挙管理委員会では、有権者の皆さんが安心して投票できるよう、投票所内での感染症対策を行います。

自宅からの投句を募集中

あらかわ俳句吟行会

吟行している気持ちで、俳句を詠んでみませんか。

題	当季雑詠
対象	区内在住・在勤・在学中で中学生以上の方
賞	▶特選1句 ▶入選5句
選者	荒川区俳句連盟会長・佐々木忠利氏ほか
締切り	7月4日(土)
主催	荒川区俳句連盟、荒川区

投句方法

はがき・ファクス・荒川区ホームページで、事業名・住所・氏名・年齢・電話番号・俳号(ある方のみ)・作品(ふりがな)を記入
 ※1人2句まで
 ※応募作品は返却せず、著作権は荒川区に帰属します

応募問合せ

〒116-8501 (住所不要)
 荒川区役所3階文化交流推進課文化振興係「あらかわ俳句吟行会」担当
 ☎内線 2 5 2 1 FAX (3802) 4769

6月の健康相談

会場 がん予防・健康づくりセンター

種別	期日	受付時間	申込み・問合せ
なんでも健康相談	随時	午前9時～午後5時	健康推進課 保健相談担当 ☎内線 4 3 2
こころの一般健康相談	1日(月)	午後1時45分～3時15分	
	12日(金)・15日(月)・18日(木)・26日(金)	午後2時～3時30分	
アルコール・薬物依存症相談	4日(木)・17日(水)	午後1時30分～3時	
ママのこころの相談	4日(木)	午後1時15分～2時45分	
	18日(木)	午前9時30分～11時	
栄養相談	4日・11日・18日・25日(木)	午後1時30分～3時30分	健康推進課栄養担当 ☎内線 4 2 3
エイズに関する相談	随時	午前8時30分～午後5時15分	保健予防課感染症予防係専用電話 ☎(3805)9467

▶**ものわすれ相談(予約制)** 対象 物忘れが気になる、65歳以上の方

期日	相談時間	会場・申込み
25日(木)	午後2時～3時30分	南千住西部地域包括支援センター ☎(5604)5710
29日(月)	午後1時30分～3時	西日暮里地域包括支援センター ☎(3807)3828

蚊が発生する季節です

蚊が媒介する感染症を予防するため、日ごろからボウフラの駆除や、蚊に刺されない工夫をしましょう。蚊の発生を防止するためには、ボウフラの段階で発生させないことが最も効果的です。

区では、道路等の雨水ますへのボウフラ駆除剤の投入活動の支援をしているほか、蚊の防除等について相談を受け付けています。

蚊の防除ポイント

- ▶水たまりを作らない
- ▶置き水の交換をこまめに行う
- ▶雑草を刈り取り、蚊の潜む場所をなくす
- ▶網戸等で蚊の侵入を防ぐ
- ▶刺されないよう、長袖等の服装で身を守る
- ▶虫よけ剤等の忌避剤を利用する

相談 生活衛生課環境衛生係(区役所北庁舎1階)
問合せ ☎内線 4 2 6